

物品単価売買契約書（案）

- 1

件名

自動車等燃料油の単価売買契約
（3号物件：鹿児島、沖縄）
- 2

品名・規格・仕様

仕様書のとおり
- 3

契約単価

内訳書のとおり
- 4

予定数量及び金額

内訳書のとおり
- 5

履行期限

仕様書のとおり
- 6

履行場所

仕様書のとおり
- 7

契約保証金

免除

上記自動車等燃料油の単価売買契約について、買受人 支出負担行為担当官 九州森林管理局長 ○○○○と売渡人 ○○○○との間に、上記各項及び次の各契約条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

買受人

住所

熊本市西区京町本丁2番7号

氏名

支出負担行為担当官

九州森林管理局長 ○○ ○○ 印

売渡人

住所

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名

○○○○○○○○○

○○○○○ ○○○○○○ 印

契 約 条 項

第 1 章 総 則

（契約の目的）

第 1 条 売渡人は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下、業務という。）に関する事項を定めるものである。

2 売渡人は、仕様書に基づき業務を行い、買受人は、その代金を売渡人に支払うものとする。

（契約期間）

第 2 条 契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約金額）

第 3 条 本契約は、単価による契約とし、買受人が売渡人に支払う契約単価（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、「内訳書」のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

（履行場所）

第 4 条 業務の履行場所は、買受人が承認する場所とする。

2 買受人は、必要に応じて、履行場所を視閲することができる。

3 売渡人が、当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、双方協議の上決定するものとする。

（予定数量）

第 5 条 業務の予定数量は、「内訳書」に定める数量とし、後日増減があっても売渡人は異議を申し立てないものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第 6 条 売渡人は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を買受人の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 売渡人がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、売渡人が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、売渡人又は売渡人から債権を譲り受けた者が買受人に対し、民法第 467 条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 2 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、買受人は、売渡

人に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

- 3 第一項ただし書きに基づいて売渡人が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、買受人が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第 7 条 売渡人は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 売渡人は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を買受人に提出し、買受人の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- 3 売渡人は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する書面を買受人に提出し、あらかじめ買受人の承認を得なければならない。
- 4 売渡人は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、買受人に届け出なければならない。
- 5 売渡人は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、買受人に届け出なければならない。
- 6 買受人は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、売渡人に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 売渡人は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、買受人に対してすべての責任を負うものとする。
- 8 売渡人は、本契約の一部を再委託するときは、売渡人がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。
- 9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から第 6 項までの規定は、適用しない。

（代理人の届出）

第 8 条 売渡人は、本契約に基づく業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により買受人に届け出るものとする。

(仕様書の疑義)

第9条 売渡人は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに買受人の説明を求めるものとする。

2 売渡人は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、売渡人がその説明の不適當なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、買受人が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(費用負担)

第10条 業務の遂行に要する一切の費用は、売渡人の負担とする。

(検査)

第11条 買受人又は買受人が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、本業務終了から10日以内に、売渡人の立会を求めて、買受人の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、売渡人が立ち会わない場合は、売渡人の欠席のまま検査をすることができる。

2 買受人は、必要があると認めるときは、売渡人が契約物品を納入する前に、売渡人の製造工場又は買受人の指定する場所で検査を行うことができる。

3 買受人は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに売渡人に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による申請を受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

4 売渡人は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

5 売渡人は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を買受人に提出するものとする。

6 検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。

7 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 買受人は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、買受人は、適宜の方法により売渡人にその旨通知するものとする。

(代金の請求及び支払)

第12条 売渡人は、業務の完了後、月ごとに第3条に定める契約単価に業務の完了した数量を乗じて得た金額を、買受人があらかじめ定める書式又は買受人に事前に提出してその承認を得た売渡人の書式による支払請求書をもって、買受人に請求するものとする。

2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 買受人は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

(業務の完了後における説明等)

第13条 売渡人は業務の完了後においても、買受人から本業務の内容について説明又は資料の提

出を求められたときは、これに応じなければならない。

（納入物品の品質保証）

第 14 条 売渡人は、納入物品が買受人において仕様書記載の使用目的に使用されることを認識し、かつ、納入物品を買受人があらかじめ承認した条件下での売渡人の定める使用環境下において、仕様書記載の性能、機能等の品質（以下「納入物品の品質基準」という。）を発揮するものであること、さらに、納入物品の品質基準に障害が生じた場合には、国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのあることを認識し、このような認識のもとで、納入物品の品質基準を買受人に対して保証するものとする。

（支払遅延利息）

第 15 条 買受人は、約定期間内に代金を売渡人に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として売渡人に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 買受人が第 11 条第 1 項に定める期間内に可否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から可否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、買受人は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を売渡人に対して支払うものとする。

（引渡し及び納期遅延）

第 16 条 売渡人は、仕様書に定める履行期限までに本業務を終了しなければならない。

2 売渡人は、本業務を終了したときは、その旨を通知するものとする。

3 売渡人は、履行期限までに本業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び本業務の終了予定日等を買受人に申し出て、買受人の承認を得なければならない。

4 売渡人の責に帰すべき事由による履行遅延があった場合には、売渡人は、違約金として、買受人に対し、遅延日数に応じ、年間予定金額に対して年 3.00% の遅延損害金を買受人が指定する期日までに支払わなければならない。

5 売渡人が前項の違約金を買受人の指定する期間内に支払わないときは、売渡人は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を買受人に支払わなければならない。

6 買受人は、売渡人が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（買受人の支出した費用のほか、買受人の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、売渡人に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 26 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第17条 売渡人は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに買受人にこの旨を書面により通知するものとする。

(契約不適合責任)

第18条 納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、買受人は、自らの選択により、売渡人に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、売渡人は、買受人に不相当な負担を課するものでないときは、買受人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、買受人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買受人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 売渡人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、買受人がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 買受人が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、買受人は、当該履行の追完期間に応じて第16条第5項の規定に準じて計算した金額を売渡人に対し請求することができる。

4 買受人は、第1項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は売渡人が第1項に規定する買受人の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、売渡人は買受人に対し、第26条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、買受人は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

5 買受人は、第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、売渡人に対してその賠償を請求することができる。ただし、第26条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

6 買受人は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に売渡人に対して通知するものとする。

7 第1項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。

8 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準

用する。

9 履行の追完に必要な一切の費用は、売渡人の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

第19条 買受人は、契約物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他売渡人の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、売渡人と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、売渡人は、見積書等買受人が必要とする書類を作成し、速やかに買受人に提出するものとする。

3 売渡人は、この契約により買受人のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、買受人と協議することができる。

(事情の変更)

第20条 買受人並びに売渡人は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(買受人の催告による解除権)

第21条 買受人は、売渡人が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 売渡人が納入期限（第16条第3項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかとなるとき。

二 第11条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。

三 第18条第4項に該当するとき。

四 前3号に定めるもののほか、売渡人がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

五 この契約の履行に関し、売渡人又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(買受人の催告によらない解除権)

第22条 買受人は、売渡人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 売渡人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は売渡人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 売渡人に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

六 売渡人が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、売渡人がその債務の履行をせず、売渡人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、買受人は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 売渡人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合)

第23条 債務の不履行が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(買受人の任意解除権)

第24条 買受人は、第21条又は第22条に定める場合のほか、買受人の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、買受人は売渡人に対して契約の解除前に発生した売渡人の損害を賠償するものとする。

(買受人の損害賠償請求等)

第25条 買受人は、第16条第6項又は第18条第5項に規定する場合のほか、売渡人がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、買受人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして売渡人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、買受人は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 売渡人がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

第26条 売渡人は、第21条又は第22条の規定により、この契約の全部又は一部を買受人により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を買受人に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定による違約金のほかに、第16条第5項の規定による遅滞金が生じているときは、

売渡人は買受人に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

- 3 第1項の規定は、買受人に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、買受人がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（売渡人の解除権）

第27条 売渡人は、買受人がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、売渡人が売渡人に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

（支払代金の相殺）

第28条 この契約により売渡人が買受人に支払うべき金額があるときは、買受人はこの金額と売渡人に支払う代金を相殺することができる。

第5章 談合等の排除特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第29条 買受人は、この契約に関し、売渡人が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 二 売渡人又は売渡人の代理人（売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 売渡人は、この契約に関して、売渡人又は売渡人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を買受人に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第30条 売渡人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、買受人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法

第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 売渡人又は売渡人の代理人(売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 売渡人は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

二 前号の納付命令又は審決において、売渡人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 売渡人が買受人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 売渡人は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、買受人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、買受人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第6章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第31条 買受人は、売渡人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第32条 買受人は、売渡人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第33条 売渡人は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 売渡人は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第34条 売渡人は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 買受人は、売渡人が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第35条 売渡人は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、買受人に損害を与えた場合は、買受人に対し、一切の損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害には、買受人が売渡人に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において買受人が国民等に支払いを要する金額及び買受人が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。
- 3 買受人は、売渡人が本契約に基づいて行う本業務により生じた人体又は財物等の損害等について賠償の責は負わないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第36条 売渡人は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を買受人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第7章 秘密の保全

(秘密の保全)

第37条 買受人は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 売渡人は、買受人の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た買受人の秘密情報（書面等をもって買受人が売渡人に提供した情報及び売渡人が買受人の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

3 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか、別紙1「個人情報に関する取扱い」を遵守しなければならない。

第8章 雑則

(調査)

第38条 買受人は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、売渡人に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に売渡人の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 売渡人は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第39条 本契約について、買受人と売渡人との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は買受人と売渡人との間に紛争が生じたときは、買受人の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、買受人と売渡人双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、買受人と売渡人の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第40条 売渡人は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(大規模災害発生時における優先給油)

第41条 売渡人は、この契約期間中において、大規模災害発生により自動車等燃料油の通常供給が困難となった場合には、他の購入者に優先して自動車等に給油するよう努めるものとする。

(補則)

第42条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、双方協議して決定するものとする。

別紙

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該

当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(3号物件：鹿児島、沖縄)

品 名	規 格	年間使用	単位	単 価 (円)			予 定 金 額 (円)	
				令和8年1月分 市 場 価 格 (税 込)	落 札 価 格 (税 込)	値 引 き 額 (税 込)	消費税等 抜き金額	消費税等 込み金額
揮発油 (レギュラーガソリン)	JIS (K2202-2号)	40,900	リットル	162.6				
軽 油	JIS (K2204)	100	リットル	152.1				
総 額								

別紙

仕 様 書

【 3 号物件：鹿児島、沖縄】

1 業務の内容

九州森林管理局等が所有する車両（レンタカーを含む。）に対し、売渡人（売渡人が所属あるいは提携するガソリンメーカーの加盟店を含み、高速道路サービスエリアの加盟店を除く。以下「売渡人等」という。）の有する給油所において、後述する揮発油等を給油する（以下「本業務」という。）。

2 契約期間・履行期限

（１）契約期間

契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（２）履行期限

契約期間において森林管理局等の職員が、４（１）給油方法等の手続により給油を求めた都度、本業務を行う。

3 契約品目・規格・予定数量

契 約 品 目	規 格	予 定 数 量（単位：ℓ）
揮 発 油	JIS（K2202- 2 号）	4 0 , 9 0 0
軽 油	JIS（K2204）	1 0 0

（注）予定数量の内訳は、別紙「所在地及び使用見込数量一覧表」のとおりとする。

また、予定数量は見込数量であるため、後日、増減があっても異議を申立てないものとする。

4 納品方法等

（１）給油方法

イ 業務は、売渡人等の有する給油所において磁気カード（クレジット機能のないもの）を利用して給油を行うものとする。

ロ 給油後、原則、以下の事項が記載された納品書（領収書）を給油した職員に交付するものとする。

- ① 給油量
- ② 給油日時
- ③ 宛名（九州森林管理局等）
- ④ カード番号
- ⑤ 給油場所（給油所名、所在地住所、連絡先）

（２）給油場所

売渡人等の給油所とし、森林管理局等の各所在地から半径５ｋｍ以内に１箇所以上の給油所を有するものとする。

また、森林管理局等の所在地は別紙「所在地及び使用見込数量一覧表」のとおりとする。

（３）磁気カードの発行

落札候補者決定後、森林管理局等の名称と、車両番号又はカード番号等を表示した磁気カード（予備カード等の追加にあっては、売渡人決定後に別途協議する。）を、別紙「磁気カード予定枚数一覧表」のとおり作成し、別途担当者が指示する日までに森林管理局等へ納品するものとする。

また、磁気カードが増減しても異議を申し立てないものとし、車両の保有台数及び配備状況に変更等が生じた場合には、依頼日から１ヶ月以内に新たな磁気カードを納品するものとする。

5 契約方法

本契約は、揮発油及び軽油の１リットルあたりの単価契約とする。

なお、揮発油の契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとし、軽油の契約単価には消費税、地方消費税及び軽油引取税を含むものとする。

また、契約単価は売渡人等の全ての給油所において同額とする。

6 請求方法等

（１）請求方法

毎月末で締め切り、翌月１５日（当該日付が行政機関の休日にあたる場合には、直前の勤務日とする。）までに、九州森林管理局総務企画部経理課企画係へ請求書を提出するものとする。

なお、令和８年度末（令和９年４月請求分）の請求書については、令和９年（２０２７年）４月９日までに提出するものとする。

（２）請求書の添付資料

受託者は、給油明細書等（原則、購入日、品名、数量、カード番号、給油場所、給油所名、所在地住所等を記載しているもの）を請求書提出期限までに九州森林管理局 総務企画部 経理課企画係へ提出するものとする。

7 その他

（１）契約単価

（一財）日本エネルギー経済研究所石油情報センターが令和８年１月２１日に公表した「１月１９日価格情報」の「鹿児島、沖縄」地域店頭価格の平均価格「レギュラー：１リットルあたり１６２．６円」、「軽油：１リットルあたり１５２．１円」（以下「市場価格」という。）から、落札価格を差し引いた額を値引き額等とし、毎月、給油実施月の前月（３回目調査分）市場価格から値引き額等を差し引いた額を契約単価とする。

また、契約単価については、給油実施月の前月末までに書面等にて九州森林管理局総務企画部経理課企画係の担当者へ提出するものとする。

（２）その他

イ 磁気カードを紛失し、使用停止依頼（ガソリンカードの紛失届）を行うまでの間に不正に使用されたものについては、その代金の一切を森林管理局等へ請求しないものとする。ロ 本業務において売渡人（売渡人の有する給油所等を含む）が故意又は過失により損害を与えた場合には売渡人がその損害を補償すること。

ハ 本業務の履行に要する一切の費用は売渡人が負担すること。

ニ 仕様書に記載のない事項については、別途協議すること。

別紙

所在地及び使用見込数量一覧表
(3号物件：鹿児島、沖縄)

【揮発油】

番号	森林管理局等名称	所 在 地	予定数量(リットル)
1	北薩森林管理署	〒895-1813 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3	14,400
2	鹿児島森林管理署	〒892-0812 鹿児島県鹿児島市浜町12-1	11,700
3	大隅森林管理署	〒893-0047 鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3	12,100
4	沖縄森林管理署	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1の15の15 那覇第一地方合同庁舎西棟4階	2,700
合 計			40,900

【軽油】

番号	森林管理局等名称	所 在 地	予定数量(リットル)
1	北薩森林管理署	〒895-1813 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3	25
2	鹿児島森林管理署	〒892-0812 鹿児島県鹿児島市浜町12-1	25
3	大隅森林管理署	〒893-0047 鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3	25
4	沖縄森林管理署	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1の15の15 那覇第一地方合同庁舎西棟4階	25
合 計			100

別紙

磁気カード予定枚数一覧表

(3号物件：鹿児島、沖縄)

森林管理局等名称	カード予定枚数	カード番号
北薩森林管理署	26	1～26
鹿児島森林管理署	21	1～21
大隅森林管理署	23	1～23
沖縄森林管理署	6	1～6
計	76	